

## 鳥取県キャラクター「エコトリピー」着ぐるみ貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県キャラクター「エコトリピー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用申込の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめエコトリピー貸出し申込書（以下「申込書」という。）を提出し、鳥取県生活環境部環境立県推進課長（以下「環境立県推進課長」という。）の承諾を得なければならない。

### (使用承諾)

第3条 環境立県推進課長は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 鳥取県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反する、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与える、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、環境立県推進課長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

### (使用料)

第4条 使用料は、無料とする。ただし、運送にかかる費用は使用者が負担することとする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 出演時及び待機時にかかわらず、着ぐるみから身体の一部または全部を観衆に見える状態にしないこと。
- (7) 着ぐるみから身体の一部または全部が見える状態で撮影しないこと。
- (8) その他、環境立県推進課長が特に付した条件。

(使用の承認の取消し)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、環境立県推進課長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、環境立県推進課長が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、環境立県推進課長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、環境立県推進課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年12月5日より施行する。